

特別区全国連携プロジェクト令和4年度第2回全国連携講演会  
「多文化共生のまちづくりに向けた連携のあり方を考える」

# 多様化する外国人住民と自治体施策のこれから ～持続可能な地域づくりと多文化共生について～

---

一般財団法人ダイバーシティ研究所  
代表理事 田村太郎

- 阪神・淡路大震災での外国人へ情報提供を機に「**多文化共生センター**」を設立
  - 全国5カ所で外国人支援活動を展開、06年に全国5カ所のセンターに独立
- **自治体国際化協会参事**として多文化共生事業を担当(2005年度)
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、「**ダイバーシティ研究所**」を設立(2007年)
  - CSR(企業の社会責任)や自治体施策を通じたダイバーシティの推進に取り組みを拡げる
  - 2009年に一般財団法人化し代表理事に
- 社会起業家をめざす若者のためのビジネスプランコンペ「**edge**」を主催し、100組以上の社会起業家を支援(05年～)
- 「NPO法人**多文化共生マネージャー全国協議会**」代表理事(2009年) \*現在は副代表理事
  - 総務省「多文化共生推進プラン」を機にJIAMで「多文化共生マネージャー養成研修」がスタート(2006年度～ 20年度で修了者は約600人に)
  - 2009年に法人化し、各地で災害時対応研修等を実施
- 東日本大震災直後に内閣官房企画官に就任。「震災ボランティア連携室」で被災地支援を担当。現在は復興庁・**復興推進参与**として、官民連携やNPO施策を担当(非常勤)

### <多文化共生に関する主な社会活動>

- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」構成員(2021年)
- 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」構成員(2005年～)
- 世田谷区「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」審議会委員(2018年～2021年)
- 福井県「多文化共生推進プラン策定委員会」委員(2020年)
- 京丹後市「多文化共生推進プラン策定委員会」アドバイザー(2014年～)
- 関西経済同友会「ダイバーシティ&インクルージョン委員会」副委員長(2022年) 等

## 1. 多様化する外国人住民

# 全国の外国人住民の総数は約300万人

在留外国人数約296万人(22年6月末)＋非正規滞在者約5.8万人(22年7月)

## 「5つの多様化」が進展

### ① 国籍の多様化

➤ 国籍が異なると、言語だけでなく文化、習慣、法制度もさまざま

### ② 在留資格の多様化

➤ 在留資格によって日本でできる活動や受けられる権利が異なる

### ③ 年代・世代の多様化

➤ 3世代前から日本で暮らす世帯も、昨日来たばかりの世帯も「外国人」

➤ 家族呼び寄せや本人の高齢化により、福祉ニーズの多様化も進展

### ④ 居住地域の多様化

➤ 一部の製造業が盛んな地域への「集住型」から、全国の地方の小規模工場や内需型産業で就労する「散住型」へ

### ⑤ 経済状況の多様化

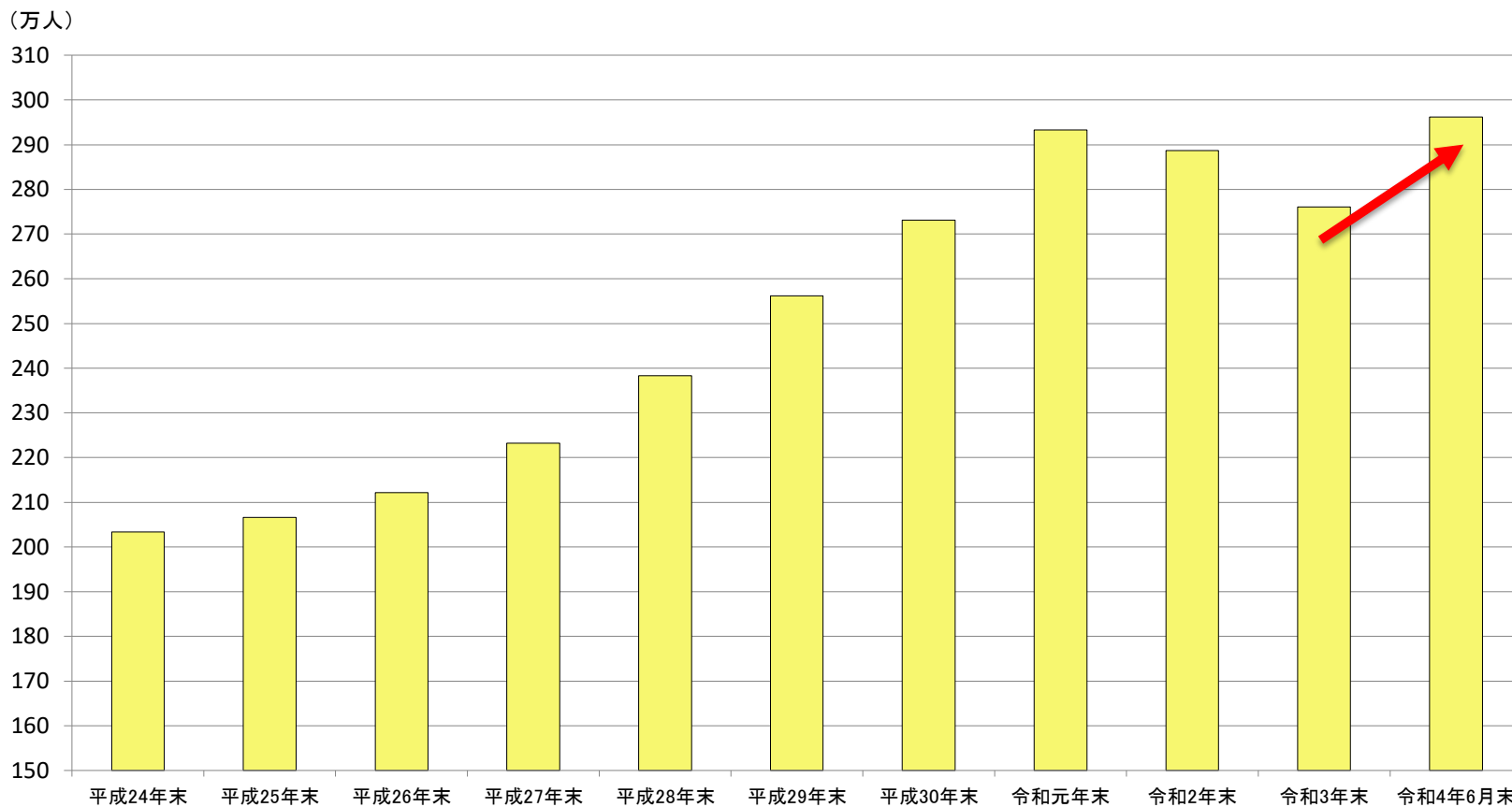
➤ 同じ国籍・在留資格でも、裕福な世帯と困窮する世帯がある

➤ 同じ非正規雇用でも、コロナで影響の大きい業種と、むしろ賃金が増えた業種がある

# 1. 多様化する外国人住民

## 在留外国人数の年次推移

入国規制の緩和で半年で20万人増加し、過去最多を更新

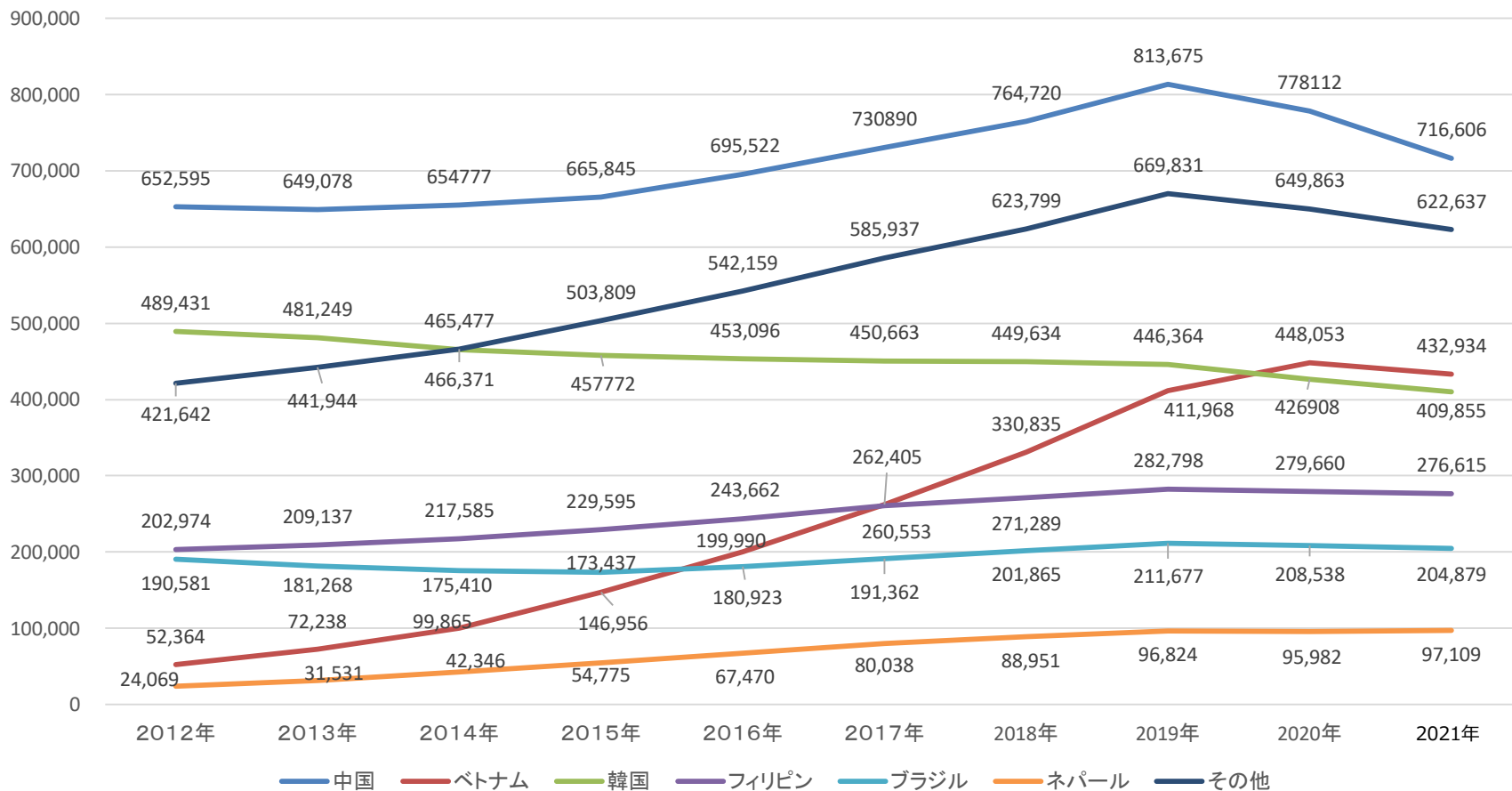


2022年6月末統計のグラフ(法務省出入国在留管理庁)

# 1. 多様化する外国人住民

## 在留外国人数の状況①国籍別

- 「ベトナム」が急増、2020年に「韓国」を抜いて第2位に

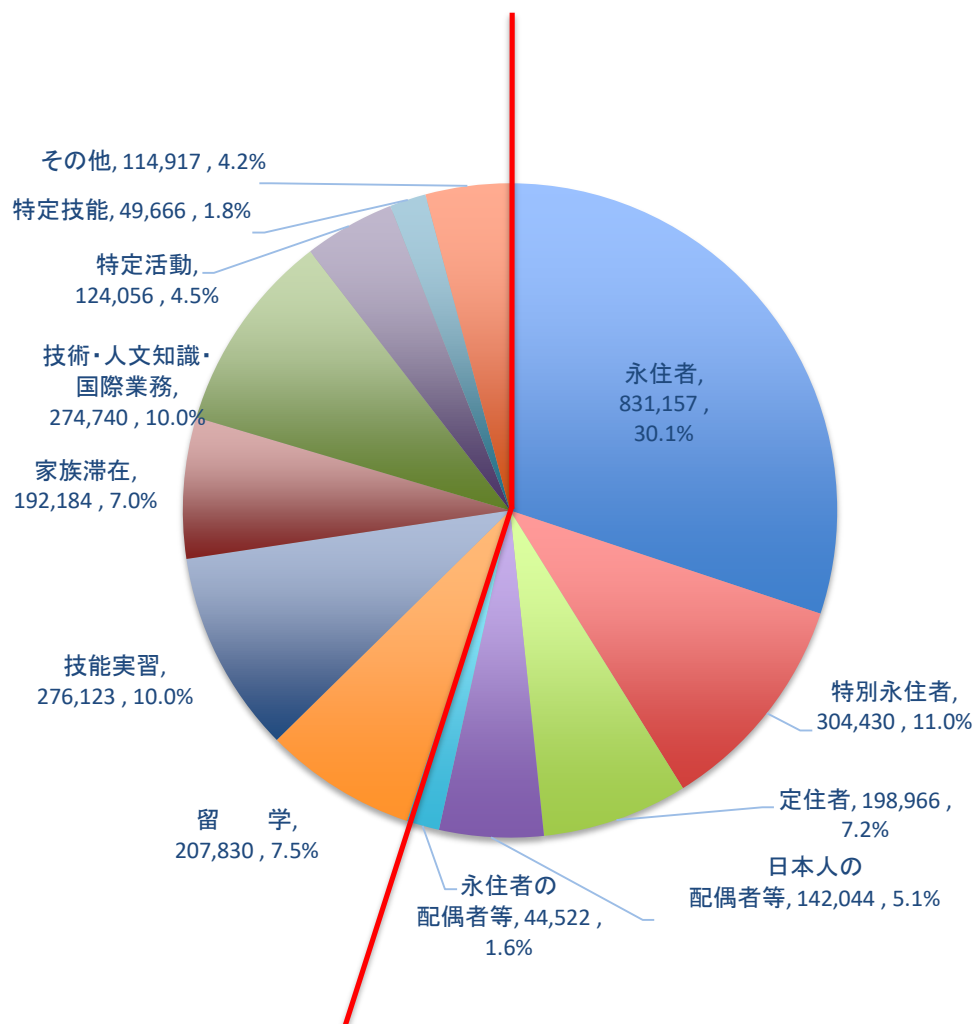


各年末現在、法務省統計を元に田村作成

# 1. 多様化する外国人住民

## 在留外国人数の状況②在留資格別の割合(2021年末)

- 活動に制限のない在留資格が全体の半数強



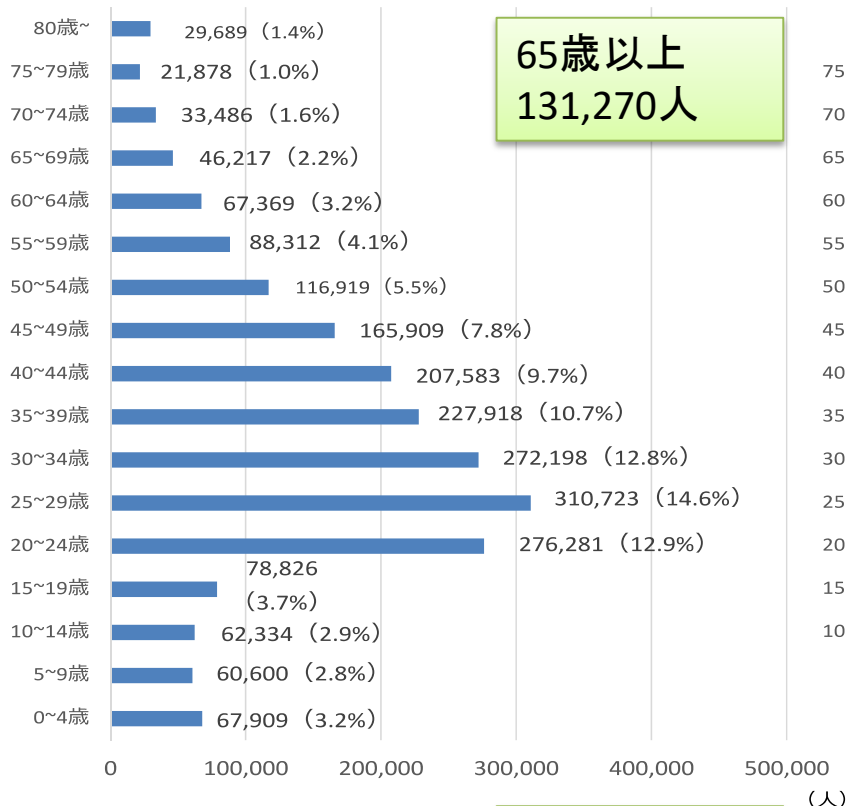
	2021年	2020年	対前年比
永住者	831,157	807,517	23,640
特別永住者	304,430	304,430	0
定住者	198,966	201,329	-2,363
日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	142,044	142,735	-691
留 学	207,830	280,901	-73,071
技能実習	276,123	378,200	-102,077
家族滞在	192,184	196,622	-4,438
技術・人文知識・国際業務	274,740	283,380	-8,640
特定活動	124,056	103,422	20,634
特定技能	49,666	15,663	34,003
その他	114,917	130,012	-15,095

法務省統計から田村作成

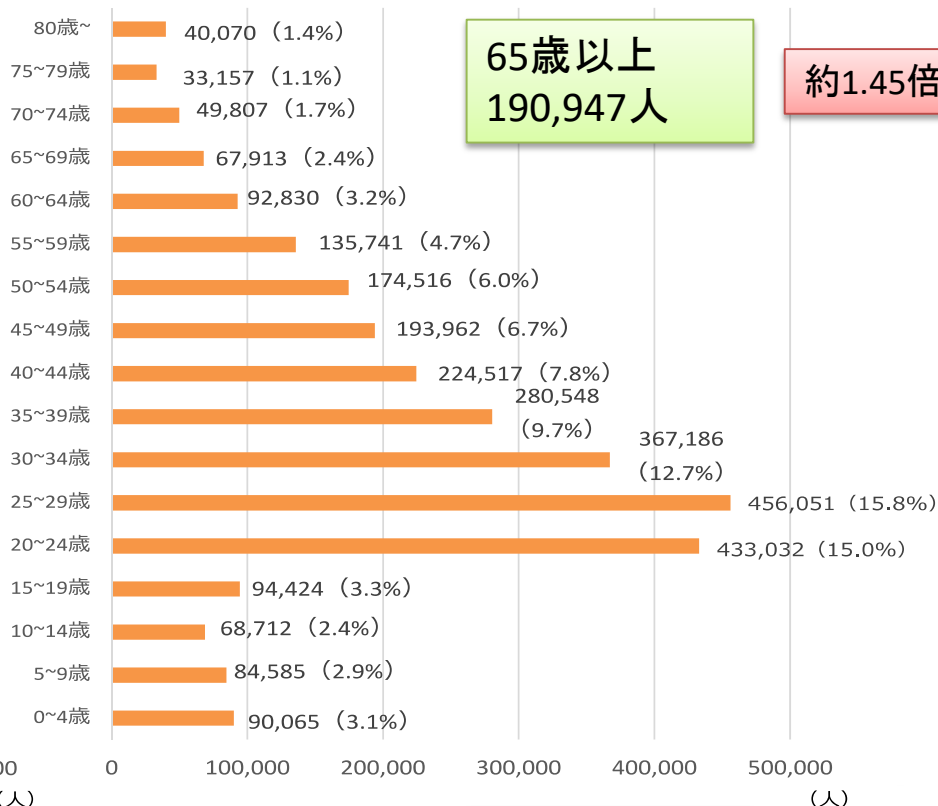
# 1. 多様化する外国人住民

## 在留外国人数の状況③年代別の変化(2010年→2020年)

平成22年 (2010年)



令和2年 (2020年)



## 1. 多様化する外国人住民

### 在留外国人数の状況④都道府県別増加率の比較(2014年→2019年)

- 地方における増加率が高い傾向

増減率 順位	都道府県	2014年		2019年		外国人増 加数	外国人 増加率
		全人口	外国人人口	全人口	外国人人口		
1	沖縄県	1,454,023	11,229	1,481,547	21,220	9,991	89%
2	北海道	5,431,658	23,534	5,267,762	42,485	18,951	81%
3	鹿児島県	1,691,427	6,733	1,481,547	12,215	5,482	81%
4	熊本県	1,818,314	10,079	1,769,880	17,942	7,863	78%
5	宮崎県	1,135,652	4,414	1,095,903	7,850	3,436	78%
6	佐賀県	847,424	4,401	823,810	7,367	2,966	67%
7	香川県	1,005,570	8,946	981,280	14,266	5,320	59%
8	青森県	1,353,336	4,041	1,275,783	6,386	2,345	58%
9	島根県	706,198	5,988	679,324	9,342	3,354	56%
10	石川県	1,159,763	10,978	1,139,612	16,881	5,903	54%
参考	東京都	13,297,585	430,658	13,834,925	593,458	162,800	38%
	大阪府	8,868,870	204,347	8,849,635	255,894	51,547	25%
	全国	128,226,483	2,121,831	127,138,033	2,933,137	811,306	43%

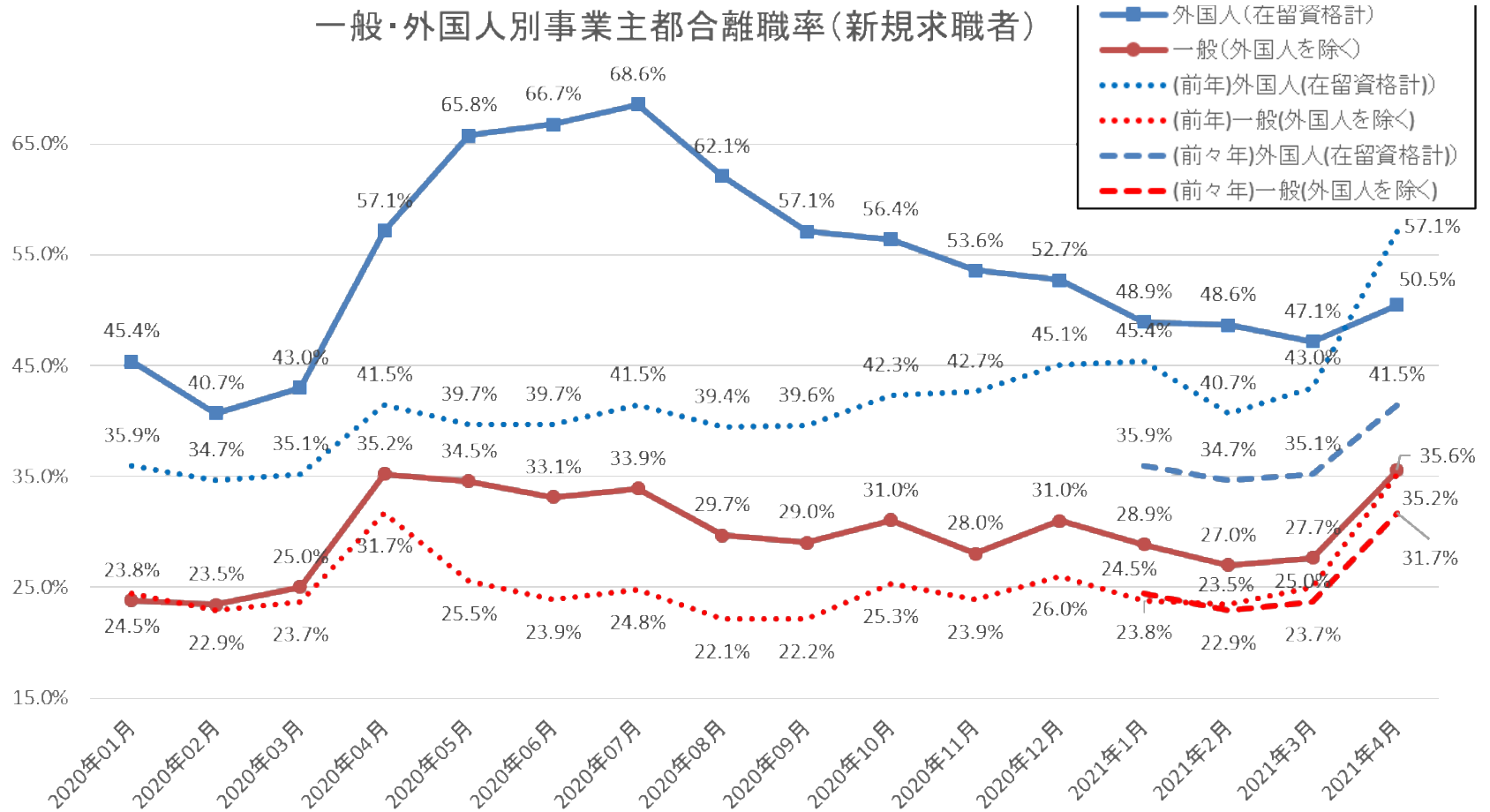
全人口は翌年1月1日時点の住民基本台帳、外国人人口は各年12月末時点の在留外国人統計に基づくもの  
 総務省自治行政局国際室「多文化共生事例集作成ワーキンググループ・事務局説明資料」より抜粋し田村作成



# 1. 多様化する外国人住民

## コロナによる影響の外国人・日本人の比較①

### 事業主都合離職率(新規求職者)



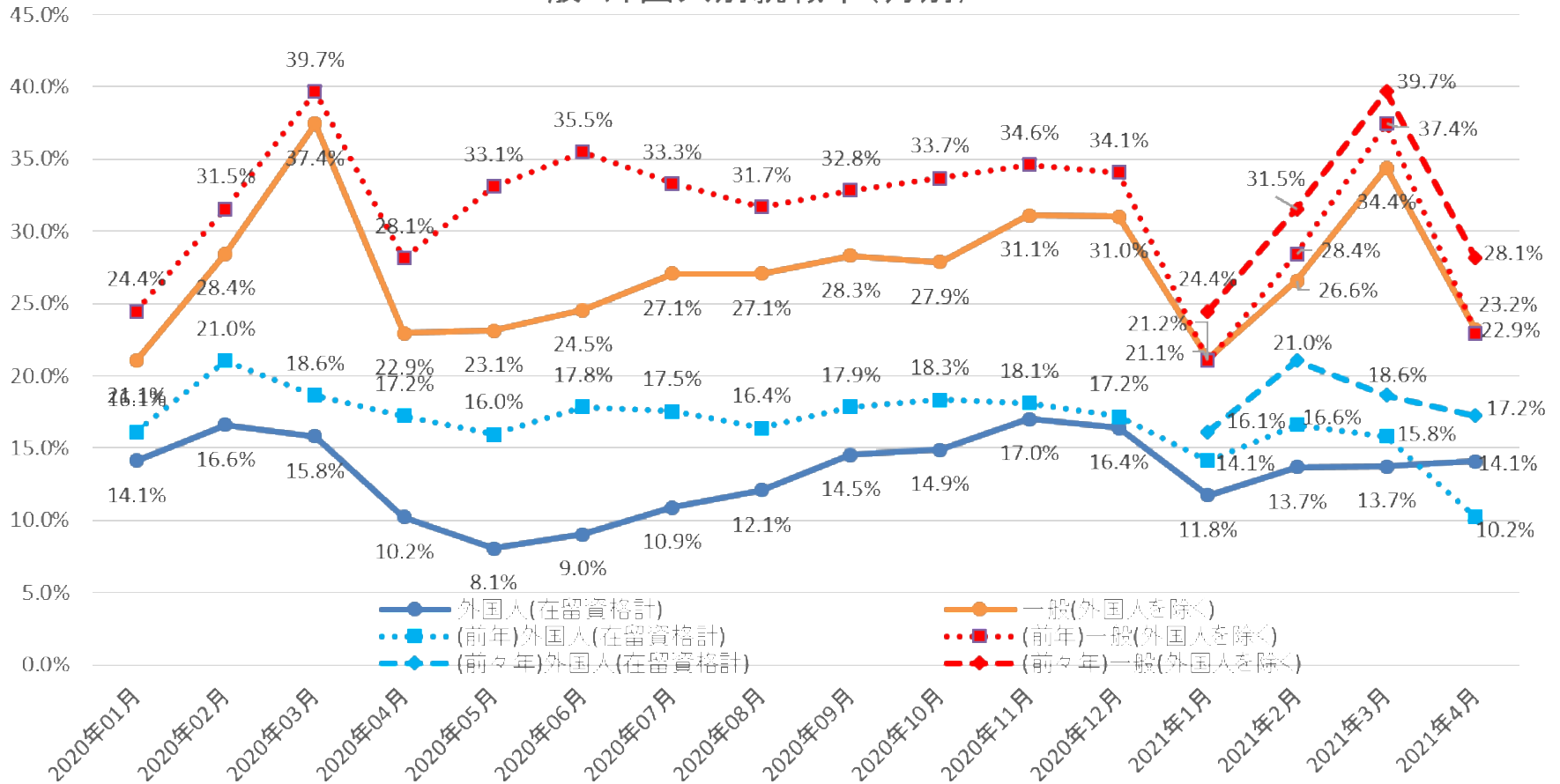
出典:厚生労働省「外国人雇用の在り方に関する検討会中間とりまとめ」2021年10月

# 1. 多様化する外国人住民

## コロナによる影響の外国人・日本人の比較②

### ハローワークにおける就職率の推移

一般・外国人別就職率(月別)



出典:厚生労働省「外国人雇用の在り方に関する検討会中間とりまとめ」2021年10月

## 2. 外国人受け入れをめぐる政策の変遷

### 日本における外国人受け入れの経緯

- バブル景気により、外国人受け入れ議論が活発化(90年代)
  - 「外国人の単純労働者は受け入れない」ことを含む第6次雇用計画を閣議決定する一方、89年に入管法を改正して日系人等「**例外的な**」外国人受入れを推進
  - 各地で外国人住民が増加したが、政府としての定住支援は整備せず。外国人が増えた地域で、自治体や国際交流協会、地域住民が独自に支援
- 総務省が体系的・計画的な「**多文化共生の推進**」を自治体に促す(00年代)
  - 外国人集住都市会議などの要望を踏まえ、地方交付税の交付措置や研究会による「**多文化共生推進プラン**」の策定(後述)等を推進(05年度～)
  - 改正入管法および改正住基法の施行で、**外国人も住基台帳に登録**(12年7月)
- リーマンショックで下火になった受け入れ議論が再燃(10年代)
  - 労働力不足だけでなく、**地域の持続可能性の観点から**も外国人受け入れを求める声が高まる
  - 「外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定(18年7月)
  - 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定(18年末～)在留資格「**特定技能**」の新設(19年4月)、「**外国人との共生社会の実現のためのロードマップ**」の策定(22年6月)

## 2. 外国人受け入れをめぐる政策の変遷

### 新たな閣議決定に伴う入管法改正と「総合的対応策」

- 外国人を労働者として受け入れる新たな在留資格「**特定技能**」の新設
  - 従来は「日系人」「技能実習」を名目とした受入れか、「外国人だからできる」仕事に限定
  - 「特定技能」では、特定の業種で一定の技能を持つことを試験等で確認した外国人を労働者として受入れるもの
  - 受入機関は日本語教育や生活支援を自ら行うか、入管庁に届け出た「**登録支援機関**」に委託して行う必要がある
- 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定
  - 多言語での生活相談や日本語習得支援など100を超える施策をまとめ、18年末に発表。その後も19年末、20年7月、21年6月に改訂
  - 各省庁の施策を俯瞰的に列挙し、施策ごとに交付金等が設けられているが、予算の獲得には**自治体からの交付申請**や委託事業としての申請が必要
- 入管行政の改組、ネットワークの形成、ロードマップの策定
  - 入国管理局を出入国在留管理庁に改組し、共生施策の推進を業務に追加。地方局に「受入環境整備担当官」を配置し、共生施策推進のためのネットワークを形成
  - 「**外国人在留支援センター**」を20年7月に四ツ谷に開設。全国のワンストップセンターとの連携や地方での就職マッチング支援、企業の研修や情報提供の拠点に
  - 関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」を開催。政府として向こう5年間のビジョンや重点施策をまとめた**ロードマップ**を策定(22年6月)

## 2. 外国人受け入れをめぐる政策の変遷

### 在留資格別の主な職種、就労との関係

No.	在留資格	該当職種	No.	在留資格	該当職種
1	外交	外国政府の大使等/家族	16	興行	歌手、俳優、スポーツ選手等
2	公用	外国政府の職員/家族	17	技能	調理師、金属加工職人等
3	教授	大学の教授等	18	技能実習	技能実習生
4	芸術	芸術家	19	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、EPA協定の介護士等
5	宗教	宣教師等			
6	報道	外国の報道機関の記者等	20	特定技能	建設、介護など14業種 <span style="color: red;">19年4月新設</span>
7	高度専門職	研究者、技術者等 (ポイント制による高度人材)	21	文化活動	日本文化の研究者等
			22	短期滞在	観光、短期商用、親族・知人訪問
8	経営・管理	経営者	23	留学	大学、専門学校等の学生
9	法律/会計業務	弁護士/公認会計士	24	研修	技術/知識習得の研修生
10	医療	医師、看護師	25	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
11	研究	政府関連/企業の研究者	26	永住者 特別永住者	永住許可を取得した者 旧植民地出身者とその子孫
12	教育	小中高校の語学教師等			
13	技術・人文知識・国際業務	通訳、語学教師、デザイナー、マーケティング、機械工学技術者等	27	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子(日系2世等)
14	企業内転勤	外国の事業所の日本支社・支店で働く人	28	永住者の配偶者等	永住者の配偶者
15	介護	介護福祉士	29	定住者	インドシナ難民、日系3世等

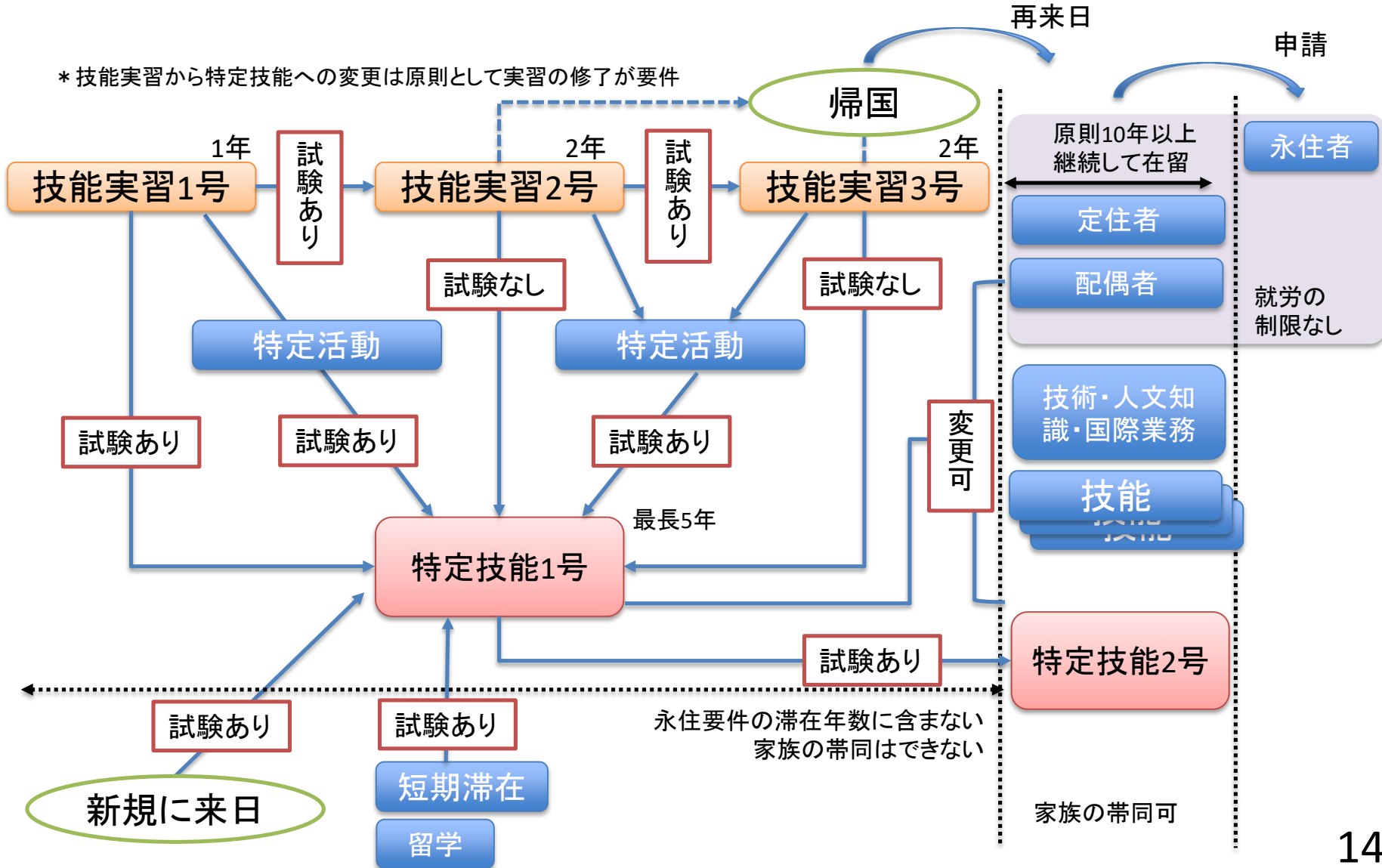
一部を除き、更新や変更が可能

原則就労不可

職種制限なし

## 2. 外国人受け入れをめぐる政策の変遷

### 「技能実習」「特定技能」と他の在留資格との関係





**口我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。**  
**口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。**  
**口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。**

**円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組**

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- ▶ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- ▶ 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- ▶ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- ▶ 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- ▶ 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- ▶ 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》
- 日本語教育の質の向上等
- ▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

**外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化**

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- ▶ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表《施策23》
- ▶ マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- ▶ 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- ▶ F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- ▶ 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組《施策37》
- ▶ 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
- ▶ 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》

**ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援**

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策51》
- ▶ 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理、把握の推進《施策54》
- ▶ 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施《施策56》
- 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入《施策59》
- ▶ 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討《施策61》
- 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
- ① 留学生の就職等の支援
- ▶ 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策66》
- ▶ 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策87》
- ② 就労場面における支援
- ▶ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策88》
- ▶ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策90》
- ▶ 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策93》
- ③ 適正な労働環境等の確保
- ▶ 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知《施策95》
- ▶ 「高年齢者を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策107》
- ▶ ライフステージに共通する取組
- ▶ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

**外国人材の円滑かつ適正な受入れ**

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- ▶ 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策127》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- ▶ 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討《施策139》
- 悪質な仲介事業者等の排除
- ▶ ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化の施策の検討《施策153》
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- ▶ 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策13（再掲）》

**共生社会の基盤整備に向けた取組**

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- ▶ 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討《施策155》
- ▶ 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討《施策156》
- ▶ 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に係る実践的な研究の実施《施策55（再掲）》
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- ▶ 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策161》
- ▶ 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備《施策162》
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- ▶ 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の受入れ環境整備の促進《施策164》
- ▶ 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策165》
- ▶ 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策166》
- ▶ 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策167》
- ▶ オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策168》
- ▶ マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討《施策169》
- ▶ 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- ▶ 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討《施策170》
- ▶ 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施《施策171》
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- ▶ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策184》
- ▶ ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化《施策185》
- ▶ 先進的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施《施策186》
- ▶ 「国家戦略特別区域外国人美容師養成事業」の周知及び当該特例の活用の促進《施策187》
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ① 在留管理基盤の強化
- ▶ 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策189》
- ▶ 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策190》
- ▶ 関係機関との連携による機微技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化《施策195》
- ② 留学生の在籍管理の徹底
- ▶ 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策200》
- ③ 技能実習制度の更なる適正化
- ▶ 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策97（再掲）》
- ▶ 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策206》
- ④ 不法滞在者等への対策強化
- ▶ 送還忌避者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備《施策215》

※1：下線は「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

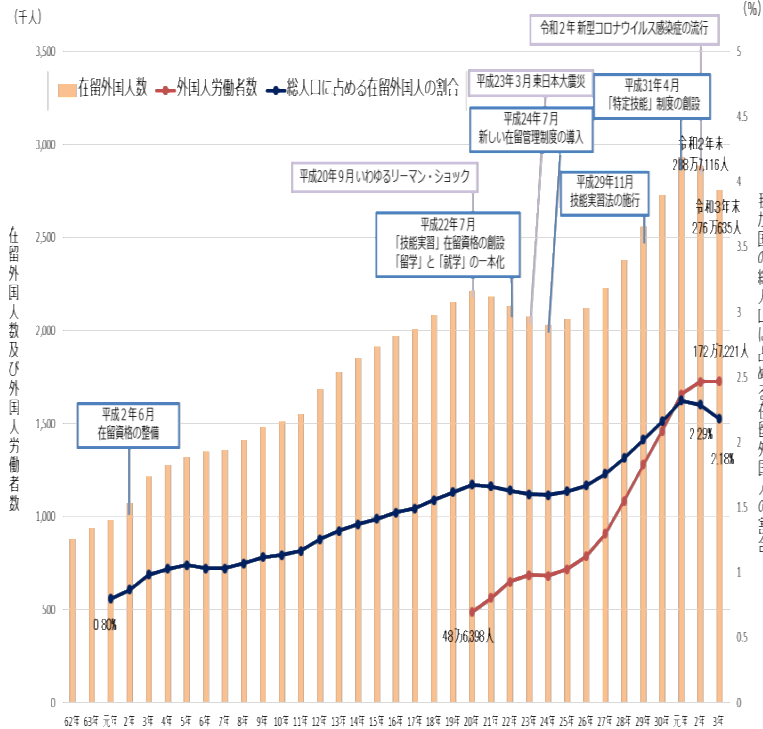
# 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(概要)

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

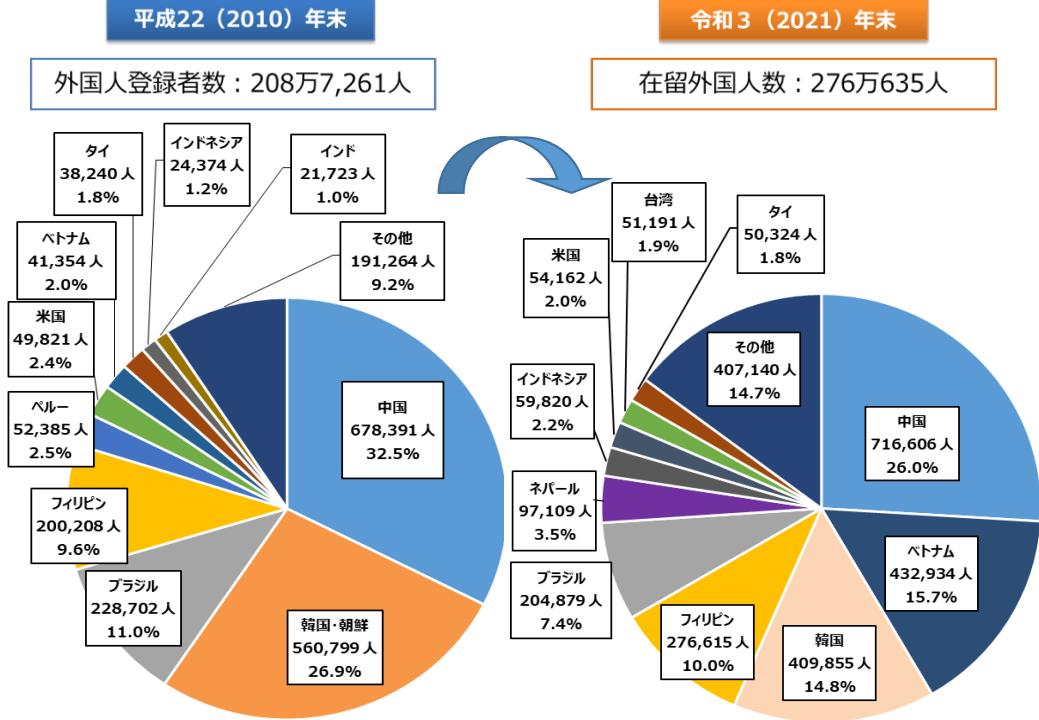
## 1 基本的な考え方

### 外国人の在留状況

#### ◎在留外国人の増加



#### ◎出身国籍・地域の多様化



#### 共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」(H18.12.25)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」(H30.6.15)
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置(H30.7.24)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(H30.12.25、以後3回改訂)

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定



## 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 3 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

# 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

## 現状・課題

### 日本語教育等の機会提供

- 日本語教室が開催されていない市区町村に居住する外国人住民  
約58万人（令和2〔2020〕年11月時点）  
→日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない
- 生活オリエンテーションについて、実施の有無やその内容が異なる（居住する地方公共団体の施策の有無や内容が異なる）  
→我が国の習慣・社会制度に対する理解度に違いが生じ得る状況

### ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- 外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルに基準等がない  
→外国人が自らのニーズやレベルに応じ、体系的に日本語学習を積み上げていくことが困難

### 日本語教育の質の向上等

- 日本語教師の資質・能力にばらつきがある
- 日本語教師の待遇が必ずしも十分ではないなど長期的なキャリア形成が困難  
→日本語教師の質の向上や量的確保が課題

## 主な取組の方向性

生活のために必要な日本語や、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得できるよう環境整備を行う

### <外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備>

- 生活のために必要なレベルの日本語の習得を目的とする日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの機会提供
- 在留資格手続等あらゆる機会を捉えて学習できることを案内・発信
- 出入国在留管理庁等は連携してカリキュラム、教材の作成、オンライン講座等の実施の検討

### <ライフステージに応じ、体系的に日本語を学習することができる環境の整備>

- 外国人が学習ニーズやレベルに応じた日本語教育機関を選択できるよう日本語能力の評価基準（日本語教育の参照枠）を活用し、各機関の教育水準を明示できる仕組みの構築

### <日本語教育の質の向上、専門人材の確保に資する取組の推進>

- 「公認日本語教師（仮称）」の資格の創設及び日本語教師の長期的なキャリア形成が可能となるような仕組みの構築

# 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化（重点事項2）

## 現状・課題

### 外国人に対する情報発信

- 関係省庁の施策（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する在留外国人等への支援策を含む。）が発信されているが、外国人が自らの置かれている状況に応じ、情報を適切かつ迅速に選択することが困難
- 各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような形で情報発信されていない

### 外国人向けの相談体制

- 外国人の増加や国籍の多様化等から通訳の確保が困難
- 外国人受入環境整備交付金の使途が地域の実情に応じて幅広く活用できていない
- 外国人が抱える問題は多様複雑であり、関係機関の緊密な連携が一層必要になっている
- 地方公共団体の職員等が日本語能力が十分ではない外国人とのコミュニケーションに苦勞している

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような相談体制が構築されていない

## 主な取組の方向性

外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、情報発信や相談体制の強化を通じた環境整備を行う

### <外国人の目線に立った情報発信の強化>

- 情報内容の工夫（何を伝えるか）
  - ・ 提供する情報の基準等を定めたガイドラインの作成
- 情報の伝え方（どう伝えるか）
  - ・ 文字情報のほか視覚情報により内容を理解してもらえるよう工夫
- 伝達手段の工夫
  - ・ マイナポータルを活用した、オーダーメイド型・プッシュ型の情報発信

### <外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化>

- 一元的相談窓口等への支援の強化
  - ・ 外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直しの検討、一元的相談窓口の設置促進等
- 地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進
  - ・ F R E S Cと同様に複数機関が連携して対応する相談窓口の設置等
  - ・ 民間支援団体等を通じた国の支援情報の提供や外国人が抱える問題の迅速かつ的確な把握が可能となる仕組みの構築

# ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項3）

## 現状・課題

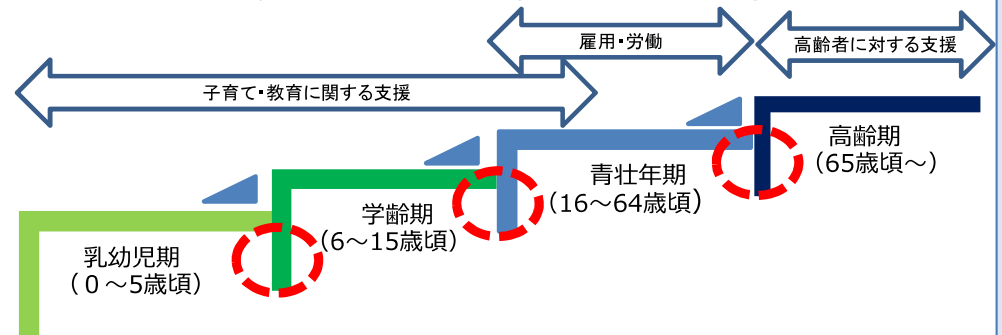
### ライフステージに応じた支援

ライフステージごとに日本社会に参加するための支援

### ライフサイクルに応じた支援

ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要な支援（継ぎ目における支援）

- 就学、進学、就職等ライフステージを移行する際（継ぎ目）に課題に直面  
（課題の例）
  - ・ 全高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率が1.3%であるのに対し、日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率は9.6%
- 各ライフステージについても更なる支援が必要  
→ 各ライフステージの外国人を取り巻く実態や課題を把握できていない  
→ 「継ぎ目」における支援の実施が重要になってきている



## 主な取組の方向性

実態を把握し、各ライフステージ及び各ライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行う

### < 「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援（妊娠、出産、子育て、就学、進学等の支援） >

- 外国人の親子が地域社会で孤立しないための支援を目的とした実態調査及びニーズの把握等、子育てしやすい環境の整備
- 外国人の子供の就学促進に向けた就学状況の把握（一体的管理・把握）、プレスクールの設置支援等
- 学習意欲を高めるためのロールモデルの提供等、外国人の子供に対するトータルなキャリア形成支援（高校入学試験における特別定員枠・受検上の特別な配慮）

### < 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援（就労等の支援） >

- 外国人とのコミュニケーションツールとしてやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を実施
- 受入れ企業による一定の費用負担の下、就労の安定やキャリアアップ支援を目的とした研修や職業訓練の機会を従業員に提供

### < 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援（介護等の支援） >

- 外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人を含む全ての人の理解が得られるものとなるよう、支援の在り方について検討

# 共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項4）

## 現状・課題

### 1 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 学校、職場、地域 など社会の様々な場面において外国人に対する差別や偏見が存在

### 2 社会制度等の知識修得のための仕組みづくり

- 日本の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度についての理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行しない人等が存在

### 3 外国人の生活状況に係る実態把握

- 政府統計等の中で、「国籍」等が調査項目として採用されている統計は限られており、外国人の生活に係る実態を十分に把握することが困難

### 4 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等との連携による情報収集が不十分
- 各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が必要
- 外国人の利便性の向上や適正な在留管理の実現のため、出入国在留管理庁においてマイナンバー制度との連携等を通じた在留管理に必要な情報の効率的な取得が必要

### 5 外国人の社会参加

- 外国人が社会に参加し、能力を最大限発揮できるよう後押しするという観点からの取組が不十分
- 社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが必要

→ 全ての人々が多様性を尊重し、また、個々の能力を最大限に発揮できるように、目指すべき共生社会の実現に向けた基盤整備が不十分

## 主な取組の方向性

目指すべき共生社会を実現するため、意識醸成、社会制度等の知識修得の仕組みづくり等の基盤整備を行う

### <共生社会の実現に向けた意識醸成>

- 外国人との共生に係る啓発月間を設けるなどして、外国人との共生についての関心と理解を深めるための取組を推進
- 幼児教育・学校教育等における共生のための教育の導入について検討

### <社会制度等の知識修得のための仕組みづくり>

- 納税や社会保険料の納付等の公的義務に係る情報を、生活オリエンテーションで提供するとともに、その後も継続的に周知

### <外国人の生活状況に係る実態調査のための政府統計の充実等>

- 政府統計の充実等による外国人の生活状況に係る実態把握、当該実態に基づく施策の企画・立案及びKPIに基づく施策の進捗管理の実施

### <共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化>

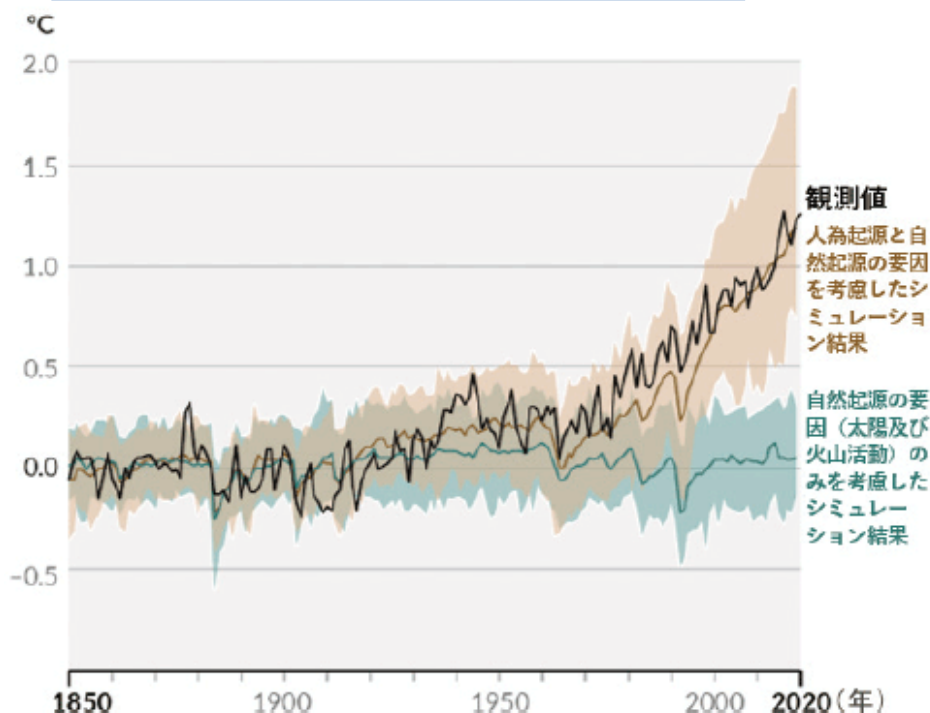
- 民間支援団体や支援をコーディネートする人材に対する情報提供、財政的な支援を含む支援策を検討
- 総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認定制度の検討

### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

## 私たちの社会を脅かす2つの「変動」

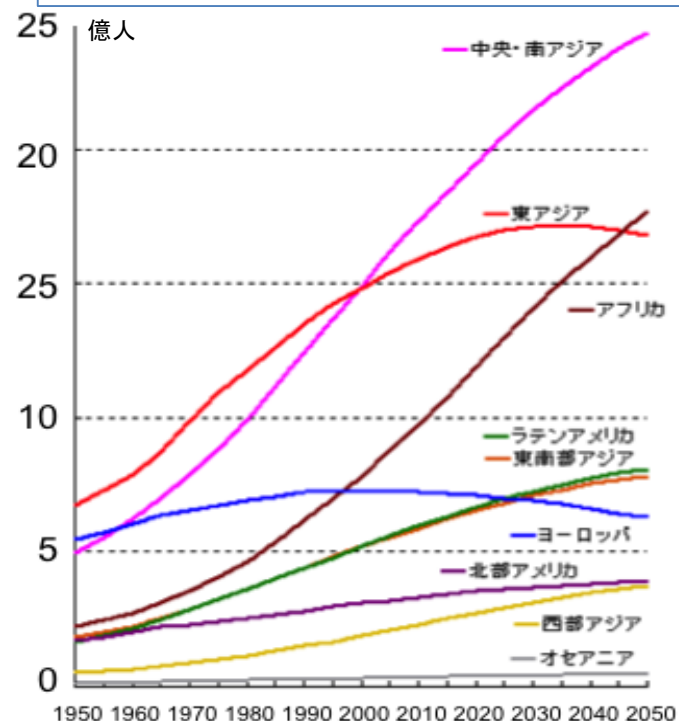
- 気候変動 → 地球温暖化にともなう環境変化、自然災害の多発化・巨大化
- 人口変動 → 欧州や東アジアは人口減少、アフリカ・インド周辺は人口急増

地球温暖化と人為的影響(1850~2020)



出典:国土交通省「国土交通白書2022」

世界人口の推移と予測(1950~2050)



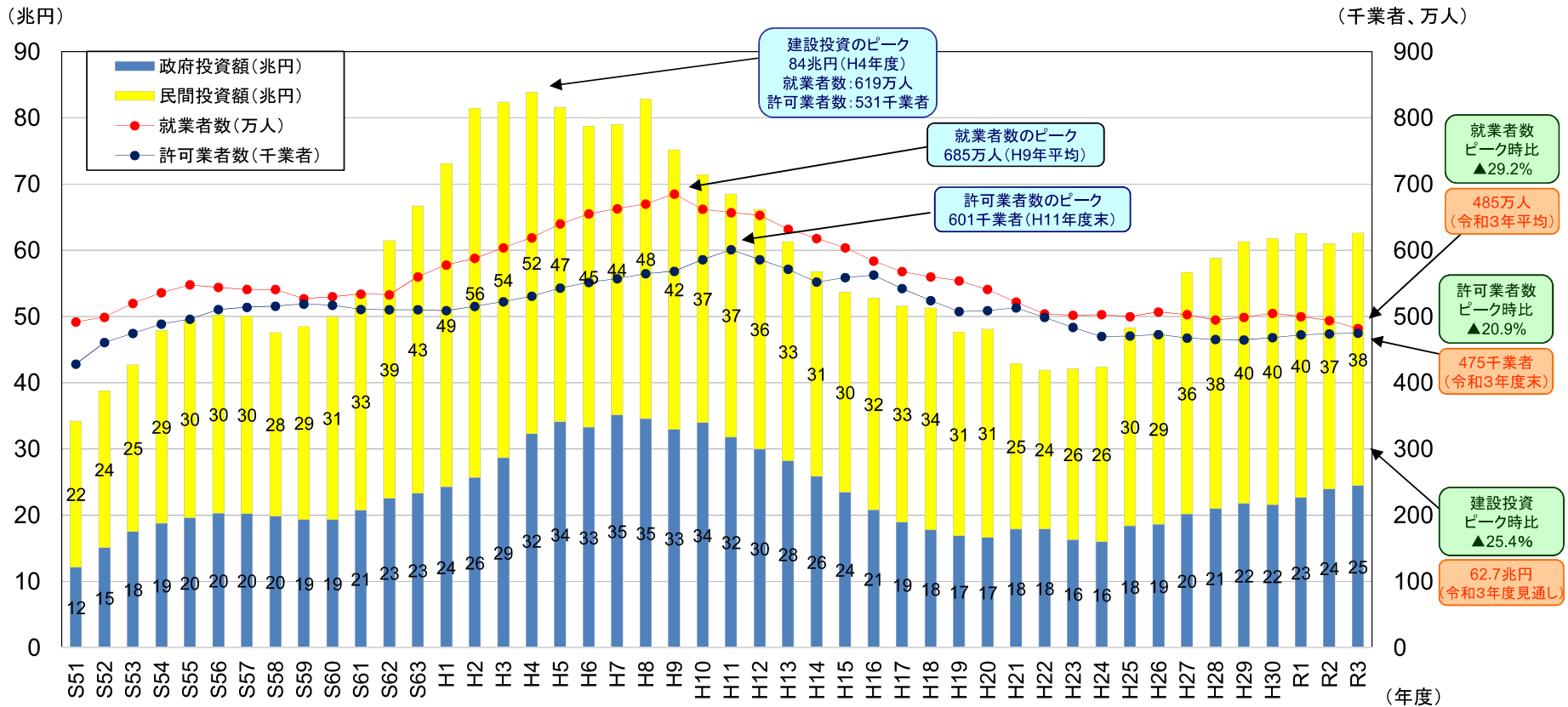
国連統計より作成

持続可能な社会の形成には、気候変動に対応する「環境配慮型社会」と人口変動に対応する「人的多様性配慮型社会」(＝ダイバーシティ)が必要

### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

## 人口変動による危機①

- 日本の建築業就業者数は1997年をピークに減少
- 建築投資は東日本大震災以降増加しているが、就業者は増えず人手不足が深刻



出典: 国土交通省「建設産業をめぐる現状と課題」2021年度版より

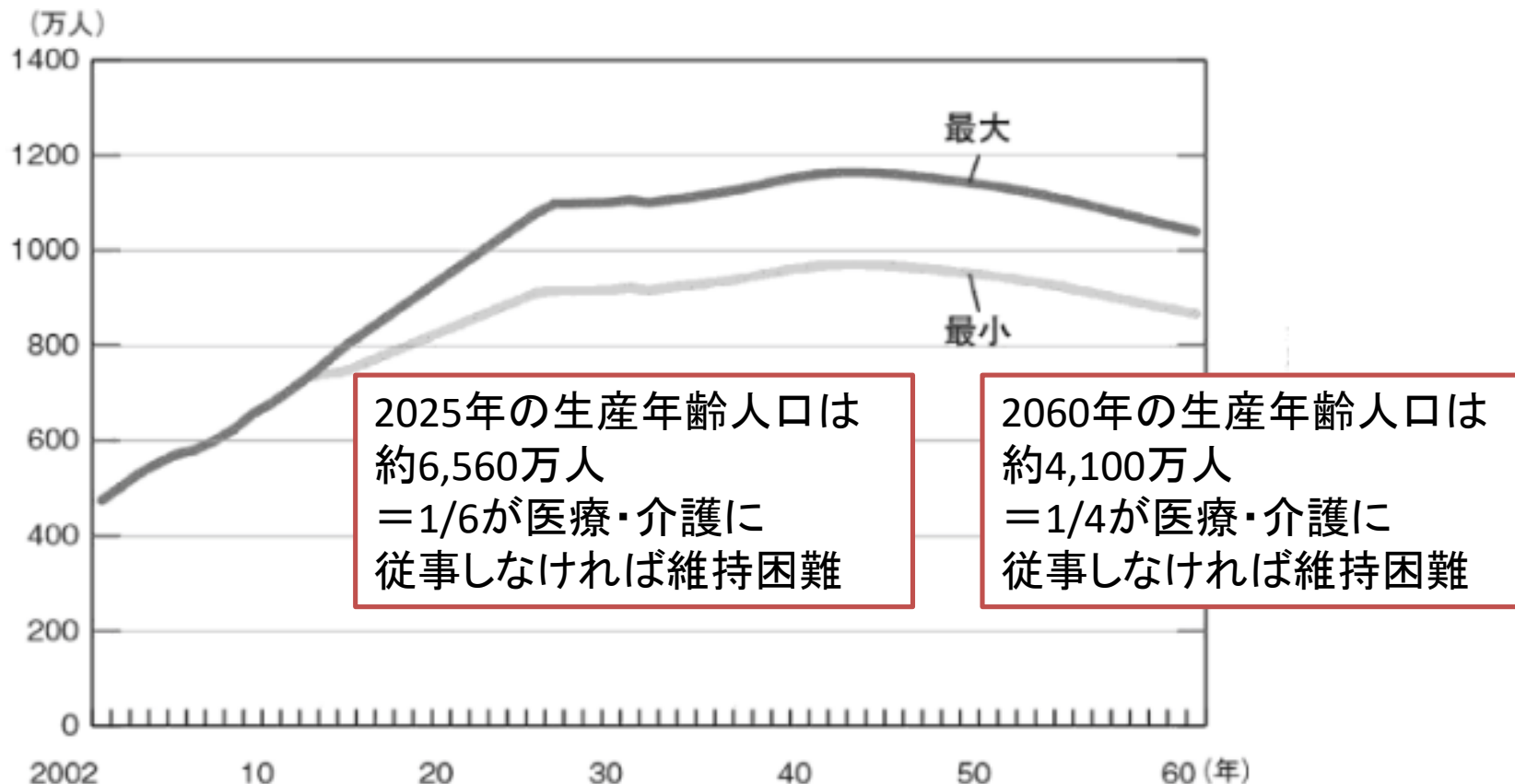
女性・高齢者・外国人も働きやすい建設業への転換が必要



### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

#### 人口変動による危機②

- 日本の医療・介護現場はこれから30年間にわたり、約1,000万人の従事者が必要
- 他の産業でも人手不足が進む中、生産年齢人口の1/6~1/4を確保しなければならない



出典:野口悠紀雄「1500万人の働き手が消える2040年問題」(ダイヤモンド社2015)

男性・高齢者・外国人も働きやすい医療・介護職場への転換が必要

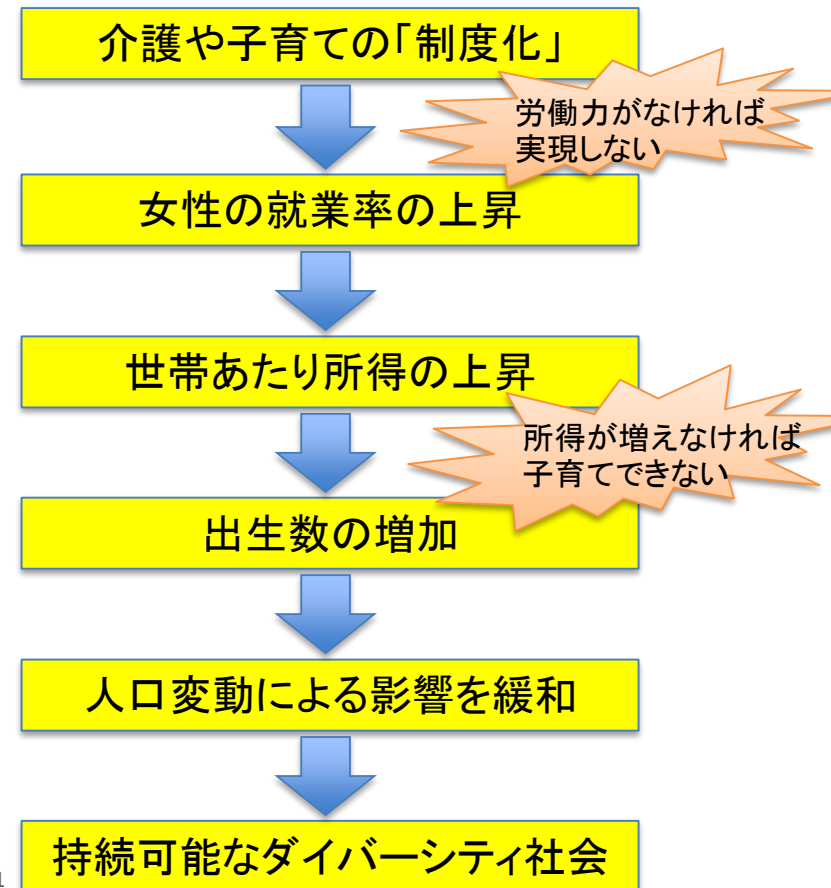
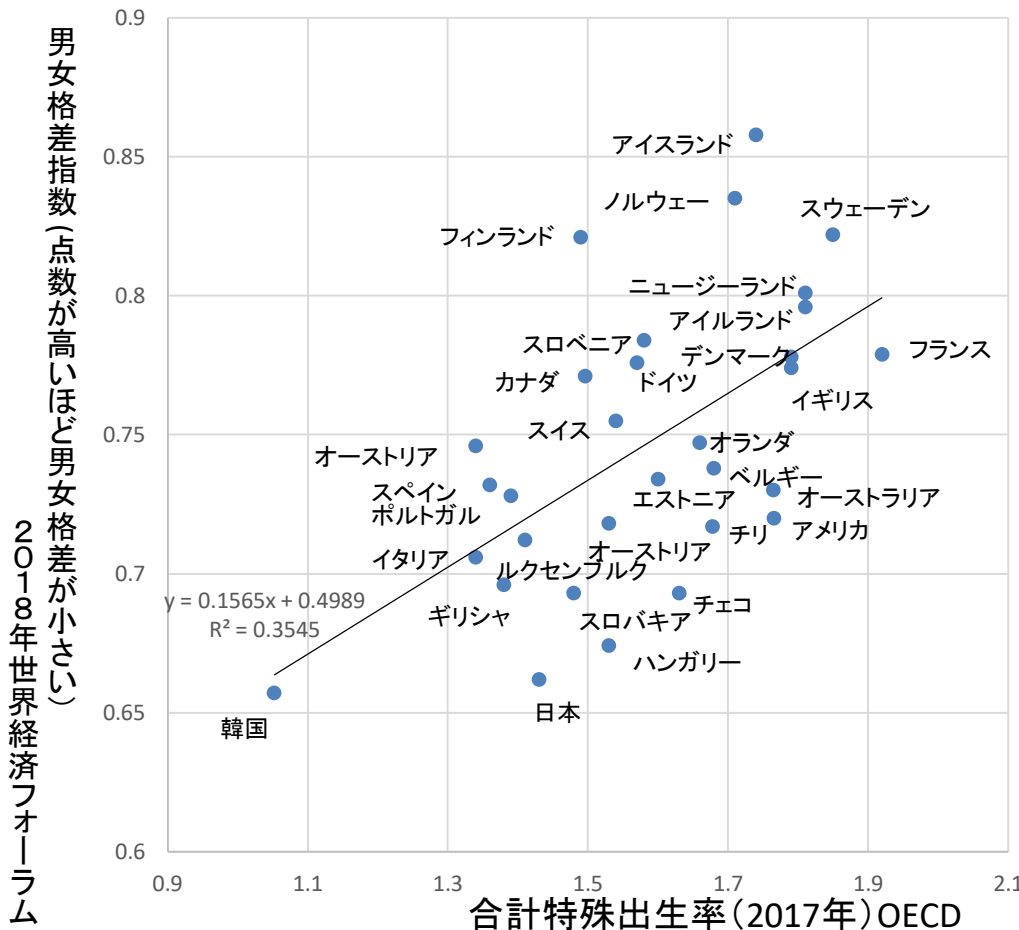


### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

## 日本でダイバーシティが進まない「2つのカベ」

- ・ 介護や子育てを制度化し、誰もが活躍できる社会をつくることで人口変動による影響を緩和している国々と比べ、「**第3次産業での労働人口の確保**」と「**世帯あたり所得の上昇**」が課題

OECD諸国\*の男女格差指数と合計特殊出生率の関係



### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

## 「ダイバーシティ」とは何か？

- ダイバーシティは「多様性」と訳されるが、それだけでは不十分。「人の多様性に配慮しながら、次の3つの状態を満たす組織や地域をめざす取り組み」と定義したい

- ① さまざまなちがいを受け入れる
- ② 互いに対等な関係を築こうとしている
- ③ 全体として調和がとれている

- 「多様な」状態を表す別の単語「バラエティ」とのちがいを考えると、「ダイバーシティ」が大切にしている考え方の理解につながる
- 多文化共生を「ダイバーシティ」の取り組みのひとつと捉え、**多様性豊かな地域づくりの戦略の中で推進していくことがこれからの地域づくりにとって成否を分ける！**



### Variety

影響を受けることなく  
ただいろいろある

図：仙台市八木山動物園マップより

### Diversity

対等な関係を築こう  
とし、調和がある



写真：National Geographicより

### 3. 持続可能な地域づくりと多文化共生

## これからの地域づくりに必要な「まなざし」の変化

### 寛容(Tolerance)の重要性

- アメリカの都市学者リチャード・フロリダはこれからの都市における経済成長に必要な要素を「技術(Technology)」「人材(Talent)」「寛容(Tolerance)」の**3つのT**がそろふことだと指摘
- コロナ禍やウクライナ危機、テレワークの進展で人々はますます、**自由で寛容な居心地の良い場所を選んで居住**するようになると予測される

### 19世紀・20世紀の視点からの転換が必要

- 「所属」や「所有」からの開放
  - これまでの「国家観」(=1民族1国家の「国民国家」)や「職業観」、「家族観」、「世帯」を単位とした社会保障など、**従来の制度ではカバーできない人**が増えている現実を直視しよう
  - 複数の仕事や所属(国籍やコミュニティ)を持つ人が「損」しない制度づくりが必要
- 自治体による取り組みへの期待
  - 「同性パートナーシップ制度」や「多文化共生」など、国レベルでは法や制度がない分野でも**自治体が独自に施策を打つ**ことは可能
  - 人が集まる内外の地域づくりの事例を参照し**ダイバーシティ推進を急ごう!**

偉大な都市というのは二つの特性を持っている。  
外部者に対する寛容性と、凡庸さに対する不寛容である  
(ボニー・メネス・カーン)

日本は外国からの受入れに受容的であった時代の直後に  
クリエイティブな活動が増大していた  
(ディーン・キース・サイモン)

才能のある人はずっと一カ所にとどまっているわけではない。  
さまざまな場所へ移動することが可能であり、  
実際に移動する傾向が強い  
(リチャード・フロリダ)

## 4. これからの自治体施策に求められること

### 外国人が直面する課題の解決に向けて

- あってはいけないちがいをなくす視点から
  - 外国人であるという理由で日本人との待遇面での差別をしない
  - 多言語に翻訳したり通訳を交え、外国人にも重要な情報が伝わっていることを確認する
- なくてはならないちがいを守る視点から
  - 文化や習慣、宗教などのちがいに配慮し、必要に応じ施策や取り組みを見直す
  - 家族へのサポート、キャリアアップに対する考え方など、配慮して欲しいことについてよく話しあい、認識のズレを調整する
  - 多様化する外国人の現状を正しく認識し、十把一絡げに評価しない
- ちがいを活かし合う地域を育む視点から
  - 非言語コミュニケーションのちがいにも留意し、不快に感じるふるまいについて互いに知る機会を設ける
  - 新しい視点を取り入れ、みんなで地域を改善していく視点を持ち続ける

3つの視点で地域を点検し、多文化共生の取り組みを進めよう

## 4. これからの自治体施策に求められること

### 総務省による「多文化共生推進プラン」の策定

総務省国際室が「地域における多文化共生推進に関する研究会」(2005年度)の報告書として「多文化共生推進プログラム」を作成。同報告書を受けて、2006年3月に総務省国際室として都道府県と政令市の担当部署へ「多文化共生推進プラン」を通知。下記の4項目で構成。

#### 1) コミュニケーション支援

日本語習得支援や通訳・翻訳体制の整備などにより、日本語でのコミュニケーションができない住民への支援を行う。

#### 2) 生活支援

医療や教育、労働、防災など、多様な文化背景に配慮した固有の施策を行う。

#### 3) 多文化共生の地域づくり

啓発イベントや外国人住民自身の地域社会への参画を通して、地域社会全体で多文化共生をめざそうとする意識を涵養する施策を行う。

#### 4) 推進体制の整備

上記の施策を推進するための条例や計画、担当部署の設置や部署間の連絡会議等を整備する。

#### <自治体によるプラン策定について>

- すべての政令市と都道府県が多文化共生の推進にかかる指針や計画を策定済と回答。
- 市町村も含む全自治体のうち129団体が多文化共生単独のプランを策定(いずれも21年4月現在)

社会情勢の変化や外国人受け入れの閣議決定を踏まえ、2020年にプランを改訂

# 「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

## 現行プラン(2006年)

### 【背景・趣旨】

○日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。

○都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

### 【施策】

#### ① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化  
日本語及び日本社会に関する学習支援

#### ② 生活支援

居 住	教 育
労働環境	医療・保健・福祉
防 災	

#### ③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発  
外国人住民の自立と社会参画



### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

## 改訂プラン(2020年)

### 【背景・趣旨】

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。

○社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。

- (1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (4) 受け入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受け入れの実現

### 【施策】

#### ① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（**ITを活用**）、相談体制の整備  
**日本語教育の推進** 生活力リエンターテインメントの実施

#### ② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

#### ③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

#### ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応  
留学生の地域における就職促進



### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

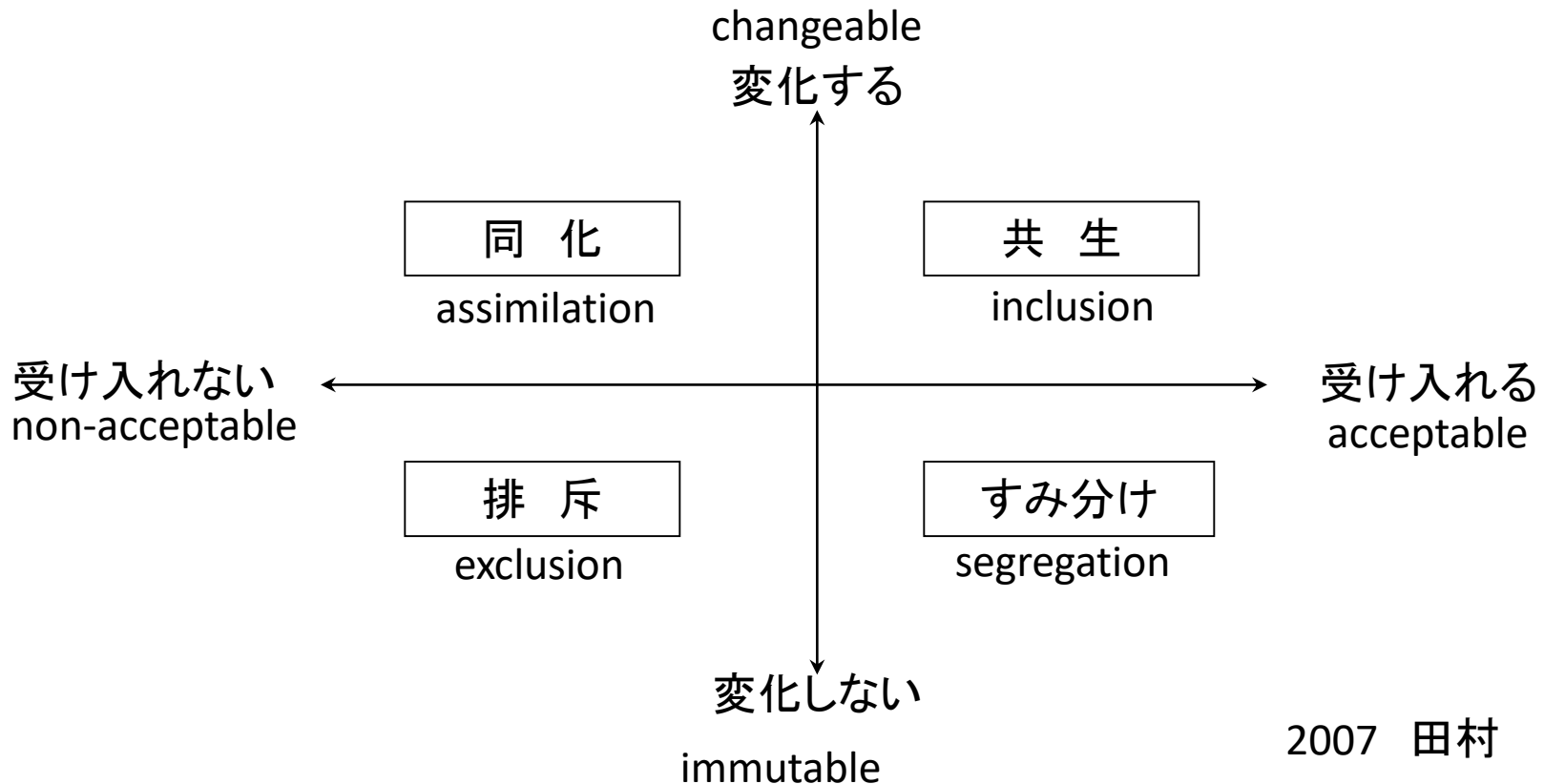
地域における各主体との連携・協働

### 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

## 4. 地域に期待される取り組み

# 多文化共生と持続可能な地域づくりとの関係

「ちがい」をめぐる組織や社会のポジション



ちがいを受け入れ、ともに変化するのが「共生」社会

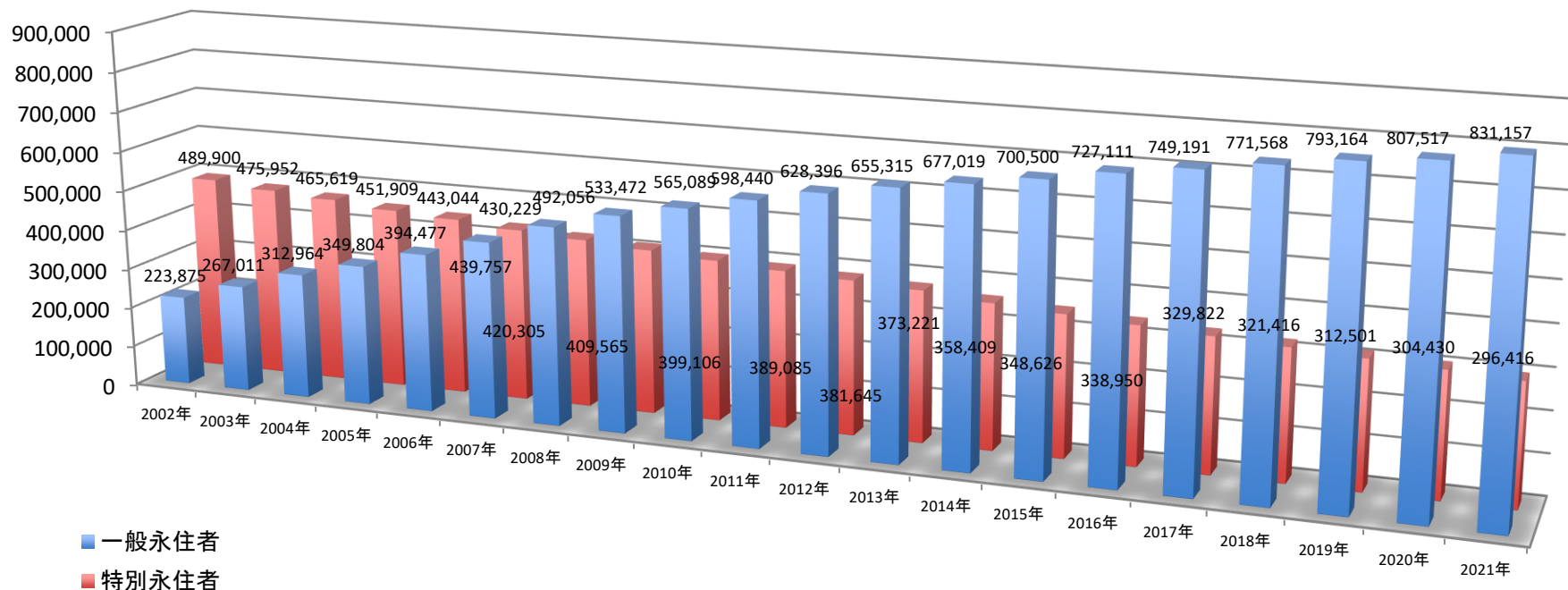


## 4. 地域に期待される取り組み

# 永住者資格を持つ外国人が毎年2~3万人ずつ増加

### • 「永住者資格」とは？

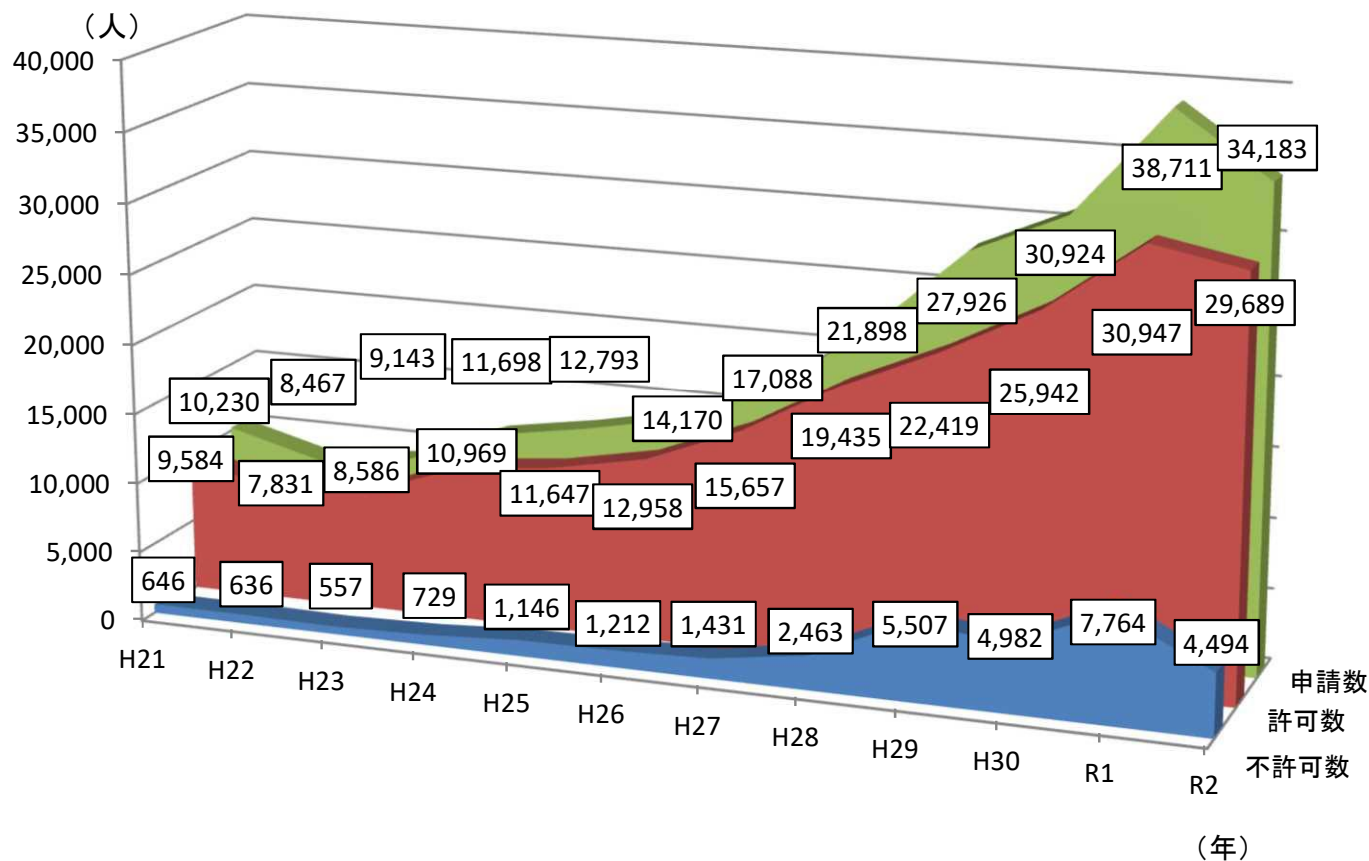
- 在日コリアン等、旧植民地出身者とその子孫(特別永住者)のほか、**原則として10年以上、継続して日本に在留し、法令違反などがない場合に申請して認められる**
- ローンを組んで家や車を買う、観光客向けの施設を購入するなど、**日本で資産を形成する外国人も増えている**



## 4. 地域に期待される取り組み

# 年間約3万人が「留学」から就職

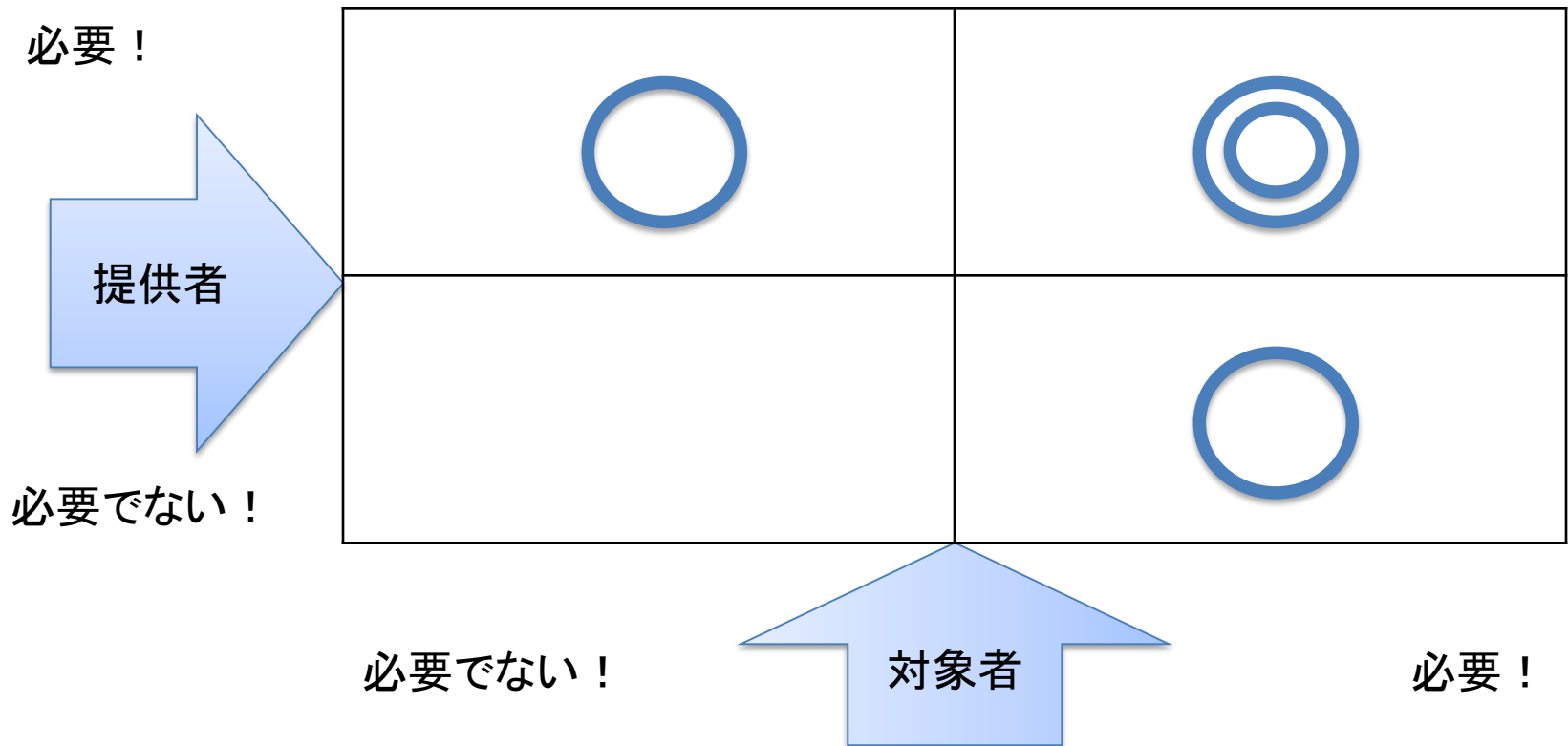
・「留学」からの在留資格変更申請・許可の年次推移



法務省出入国在留管理庁『令和2年における留学生の日本企業等への就職状況について』(2021年11月)より

## 4. 地域に期待される取り組み

### 視点の「ズレ」が生じる理由と、ズレを解消する方法



対象者側にいる人も提供者側に参画しなければ、ズレは埋まらない!

## 4. 地域に期待される取り組み

### まとめ：自治体施策に求めたい視点と取り組み

#### 「住民」として対等な処遇を行う

- 在留資格による制約はあるものの、外国人か日本人かに関わらず、**住民のニーズを把握し、必要なサービスを提供することは自治体の責務**である
- 国の制度や対応によって住民が不利益を被っているのであれば、住民を守る立場から独自の措置を講じたり、改善の要望をあげる必要も

#### 住民登録を活用し利便の増進に努める

- 「外国人登録法」は2012年7月に廃止され、外国人も住民基本台帳に登録
- 住民基本台帳法の目的は「**住民の利便の増進**」
- 世帯毎のニーズの把握と的確な情報提供で利便の増進を図る

#### 長く地域で暮らす住民としての認識を持つ

- 一時的な滞在者ではなく、永住する可能性がある人という認識を持つ
- 日本語や日本の制度がわからなくても家族や資産を形成し、地域で暮らし続ける外国人の存在を認識する = **外国人に関係のない部署はない**
- 多文化共生の推進は地域の未来のために必要な施策であるという認識を、地域全体で共有する

外国人とともにダイバーシティを推進し、持続可能な地域の未来を創造しよう！